

第4 ヨコハマ3R夢プランの推進

1 ヨコハマ3R夢プランの概要

市民・事業者の皆さんと協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G30プラン」に続くプランとして、平成23年1月に「ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」を策定しました。

「ヨコハマ3R夢プラン」ではG30を礎として、「3R」とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めることとし、ごみと資源の総量を平成37年度までに10%以上、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスについても、平成37年度までに50%以上削減する目標を設定しました。

環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできるまち横浜の実現を目指し取組を進めます。

「ヨコハマ3R夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を平成37年度までに10%以上削減、平成25年度までに3%以上削減（平成21年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを平成37年度までに50%以上削減、平成25年度までに10%以上削減（平成21年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追及

2 市民・事業者への広報啓発活動

(1) ヨコハマ3R夢プランのPR

市民・事業者にヨコハマ3R夢プランの周知を図り、3R行動を実践してもらうため、「ヨコハマ3R夢」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行います。

また、平成23年6月8日に横浜F・マリノス、平成24年3月14日に歌手のhitomiさんに「ヨコハマ3R夢！広報大使」に就任していただきました。

平成23年度実績

イベント	・ヨコハマ3R夢プラン2年目出発式 ・3R夢フェスタの開催 ・3R夢推進キャンペーン in 横浜高島屋 ・ごみゼロの日イベントの開催 ・テーマソング及び広報大使発表記者会見（hitomiさん出席） ・テーマソング発表イベント ・横浜開港祭への参加 ・横浜国際フェスタへの参加 ・ライフスタイルフォーラムへの参加 ・新横浜パフォーマンスへの参加 他
広報	はまりん号、市営地下鉄ドア横広告、市営地下鉄ホームドア、市営バスステッカー掲示、相鉄線ドアステッカー掲示 他

(2) 子どもたちを対象にした事業

ア 「ヨコハマ3R夢」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と3Rでごみ減量！きれいなまちに。」をテーマにポスターコ

ンクールを実施し、入賞作品の表彰を行います。

※ 平成 23 年度実績

表彰総数 130 点（応募総数 1,243 点／応募校数 176 校）

イ 小学 4 年生向け環境副読本

小学 4 年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、^ス^リ^ム3 R 夢学習副読本「つなごう未来へ ヨコハマ^ス^リ^ム3 R 夢！」を市内の小学 4 年生の児童全員（国、県、私立含む）に配布しています。

(3) 啓発拠点

収集事務所や焼却工場で、「^ス^リ^ム3 R 夢講座」、「ごみ・環境関連展示コーナー」、「各種イベント」など子どもから大人まで、誰もが楽しみながら 3 R や環境問題を学ぶことができるよう、啓発拠点として充実を図っています。

ア ^ス^リ^ム3 R 夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1（都筑工場内）

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsuzukik/>

イ ^ス^リ^ム3 R 夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1（金沢工場内）

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/kanazawak/>

ウ ^ス^リ^ム3 R 夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1（鶴見工場内）

TEL 521-2191 FAX 521-2193

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsurumik/>

エ ^ス^リ^ム3 R 夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1（旭工場内）

TEL 953-4851 FAX 953-4852

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/asahik/>

オ リサイクルひろば 港南

所在地 港南区港南台 8-4-41（港南事務所内）

TEL 832-0135 FAX 832-5204

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/konan/>

カ プレパークさかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1（栄事務所内）

TEL 891-9200 FAX 893-7641

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/sakae/>

(4) その他

ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。区役所・収集事務所・工場に配架するほか、施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。

イ インターネットホームページによる情報提供

環境事業に関する広報について、記者発表資料をはじめ、ごみの減量化・資源化等の廃棄物にかかわる最新情報を、リアルタイムで分かりやすく市民に提供しています。

※ 平成 23 年度トップページアクセス件数：約 24 万件ヒット

アドレス：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>

また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設（平成 20 年 9 月）し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるような情報発信をしています。

※ 平成 23 年度トップページアクセス件数（モバイルサイト）：約 7 万件ヒット

アドレス：<http://m.city.yokohama.lg.jp/sj/>

ウ 施設見学会

ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解して頂き、3Rの普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校 4 年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の全校受入れを実施しています。

※ 平成 23 年度市内小学校 4 年生受入実績： 336 校

3 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 「ヨコハマ^{スリム}3R夢」推進会議

ごみと資源の総量とごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に向けた3R行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・統括本部長からなる「ヨコハマ^{スリム}3R夢」推進会議を設置し、計画の進捗管理、ごみと資源の総量とごみ処理に伴う温室効果ガスの削減目標・取組方針を決定し、全庁的に3R行動を中心とした計画の推進をしています。

また、各区の実情に合わせた形で推進体制を構築し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「ヨコハマ^{スリム}3R夢プラン」を推進するための行動計画の作成や進行管理をしています。

(2) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域での3R推進活動のリーダーとして、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成23・24年度：約4,500人）自治会・町内会と緊密に連携し、次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・ 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 清潔できれいな街づくりの推進
- ・ 地域への情報提供
- ・ 住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ^{スリム}3R夢」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマ^{スリム}3R夢」の推進に功労のあった個人・団体・事業者の表彰を行います。

平成23年度表彰者

区 分	個人	団体	事業者	合計
ヨコハマ ^{スリム} 3R夢行動推進者	8	8	—	16
3R活動優良事業所	—	—	31	31
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	—	—	4	4
清潔できれいな街づくり推進者	17	34	—	51
環境事業推進委員永年在職者	309	—	—	309
合 計	334	42	35	411

※記念講演会

- 日 時 平成23年11月13日
 場 所 関内ホール 大ホール
 テーマ 「NO チャレンジNO LIFE! チャレンジライフのコミュニケーション術」
 講 師 福澤 朗 氏（フリーアナウンサー）
 参加者 779名（一般参加者を含む）

(4) ヨコハマ^{リデュース} R ひろば

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、ごみ削減のキーワードである3Rのうち、もっとも環境にやさしい取組であるごみのリデュース（発生抑制）について、市民・事業者・行政の3者が協力して推進していくことが望まれます。

平成22年10月に設置された、誰もが参加できるリデュースの推進体制である「ヨコハマ^{リデュース} R ひろば」では、ウェブサイトやイベントなどで情報の受発信を行うほか、新たな取組の推進組織である「ヨコハマ^{リデュース} R 委員会」を立ち上げました。委員会は、市民・事業者・行政の3者で構成され、情報の提供、広報、協力者の紹介などを行うことで、新たな取組を実現させていきます。

平成24年度においては、引き続き新たな取組を実現させていくとともに、3者の協力により実現した新たな取組についてイベントなどにおいてPRしていくことなどを通じ、市民や事業者に対してわかりやすい形でリデュース活動を提案し、横浜におけるリデュースの取組を推進していきます。

<p>ヨコハマ^{リデュース} R ひろば 2011 (取組発表イベント)</p>	<p>平成23年12月11日(日) 新都市プラザ パネル展示 →ヨコハマ^{リデュース} R ひろばでの新たな取組や、^ス3R^{リム}夢プランの説明 クイズラリー →パネル展示の内容についてのクイズを出題 体験コーナー →不用品の再生講座、ふろしきの包み方講座を開催 マイボトルコーナー →マイボトルのタイプ別人気投票、お手入れ方法の紹介 参加者：約1,000人</p>
---	--

ヨコハマ^{リデュース} R ひろば (ウェブサイト <http://www.r-hiroba.jp/>)

<p>ヨコハマ^ス3R^{リム}夢パートナー ・サポーター</p>	<p>「リデュースや3Rに取り組もう！」そんな思いを持つ方や事業者等がウェブサイト上で参加登録するしくみです。 【ヨコハマ^ス3R^{リム}夢パートナー】(平成24年3月末現在 61登録) ・横浜市内に事業所や店舗、活動拠点のある事業者・団体を対象 (※スーパー等と協定を締結し環境にやさしい消費、販売行動を推進する「G30エコパートナー協定」はH22で終了) 【ヨコハマ^ス3R^{リム}夢サポーター】(平成24年3月末現在 230名) ・横浜市内の在住、在学、在勤の個人の方を対象</p>
<p>メールマガジン</p>	<p>3Rやリデュースに関する最新の情報を届けます。</p>
<p>イベント開催・参加</p>	<p>いろいろな機会を捉えてリデュースの取組をPRします。</p>
<p>ヨコハマ^{リデュース} R 委員会</p>	<p>委員長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル 副委員長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 ほか28名(H24.9.1現在) ・会議：全体会議(年2回) 検討会議(2か月に1回程度) ※平成23年度開催数：全体会議2回、検討会議9回 ・委員会の役割：リデュースの取組実現に向けた支援の調整等 ・H23活動例：マイボトルの推進、食品トレー削減、レジ袋や割り箸の削減等</p>

4 徹底的なごみの分別と資源化の推進

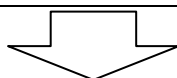
(1) 家庭系ごみ

ア 分別収集品目拡大事業

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、スプレー缶、古紙、古布、燃えないごみの分別収集について、平成17年4月から全市で実施しています。

分別拡大前（5分別7品目）

家庭ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
------	---------------------	------------	-----	----------



分別拡大後（10分別15品目）

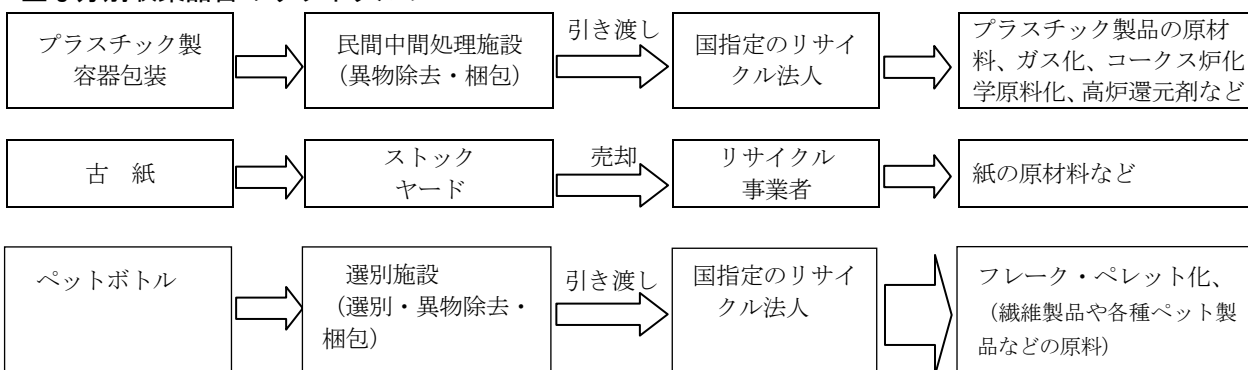
燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ ー缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙パック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-----------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

分別収集品目の資源化量（平成23年度実績）

（単位：トン）

プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	小さな金属類	乾電池	粗大金属	ガラス残さ
48,173	552	12,502	1,967	197	10,237	22,169	12,649	5,508	480	6,752	5,357

主な分別収集品目のリサイクルフロー



イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成6年10月からは市内の45%の世帯に拡大し、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のものとペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。

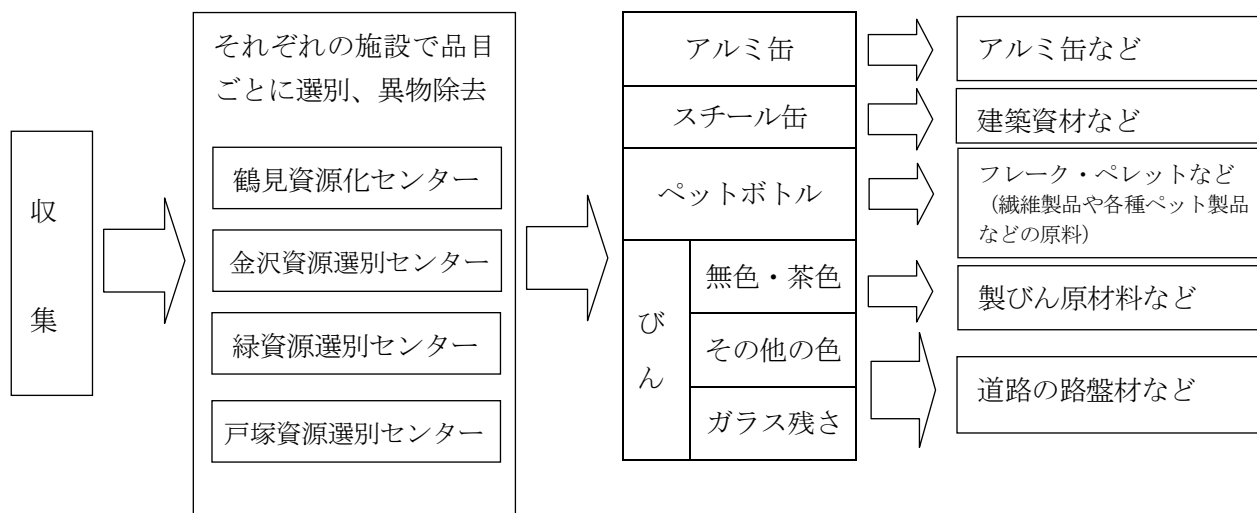
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：ト）

年 度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
処理内訳	アルミ缶	4,472	4,413	4,582	4,672	4,571
	スチール缶	6,578	6,219	6,069	5,818	5,666
	びん	21,134	21,182	21,604	21,973	22,169
	ペットボトル	12,238	12,241	12,087	12,421	12,649
	ガラス残さ	3,987	6,103	5,579	5,435	5,357
	合計	48,409	50,158	49,921	50,319	50,312

※ 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー



ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しました。

収集した古紙及び古布は、市内7か所のストックヤード（一時保管場所）に集め、そこで再資源

化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡し再商品化しています。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別にご協力いただいている多くの市民の皆さまが不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない方に対して罰則（過料 2,000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

【平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの状況】

調査した 集積場所数（延べ）	指導	勧告	命令	過料
16,100 か所	3,168 件	1 件	0 件	0 件

キ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対して改善の取組への協力を依頼しています。

また、分別ルールが守られていない集合住宅について、要望に応じて早朝啓発や分別説明会等の啓発・指導を集中的に実施しています。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量と資源再利用を目的として、古紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会・町内会、子ども会、老人会、PTA 等市内約 4,100 団体が実施しています。

横浜市では、昭和 58 年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成 23 年度は、集団回収実施団体に対して 1 k g 当たり 3 円を、資源回収業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成 24 年度も引き続き実施団体に対しては 1 k g 当たり 3 円を、資源回収業者に対しては品目別に市況に応じて算出した単価で回収量に応じて交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
回収団体（団体）		3,884	3,902	3,987	4,021	4,091
回収量（ト）		184,223	181,582	180,771	185,791	189,534
品目別回収量 （ト）	古紙類	178,571	174,314	172,805	176,460	178,741
	布類	4,766	6,317	6,990	8,298	9,578
	金属類	865	931	960	1,013	1,168
	ガラスびん	21	20	17	20	47

※ 端数処理のため、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

ケ 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びん・ペットボトルを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど112か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

コ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「ヨコハマ3R夢」をPRしています。

サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみをたい肥にする容器の購入助成（助成金額 上限3,000円／基、1世帯2基まで）を行っています。平成24年度の助成基数は800基を予定しています。

購入助成基数		（単位：基）			
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
660	860	708	569	562	

参考：平成4年度助成制度開始。累積22,267基

シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成（助成金額は購入額の2分の1とし、上限10,000円、1世帯1基まで）を行っています。平成24年度の助成基数は500基を予定しています。

購入助成基数

(単位：基)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,225	1,417	499	338	172

参考：平成15年度助成制度開始（14年度はモデル事業として実施）。累積11,843基

ス 生ごみガス化実証実験

本市のごみ減量が進む中であって、今なお燃やすごみの3割以上を生ごみが占めています。そこで、生ごみの資源化を推進するため、平成21年度から、分別収集した生ごみをバイオガス化する「生ごみガス化実証実験」を行っています。

平成23年度実績

参加地域：①戸建住宅地域：金沢区釜利谷西地区のうち、約400世帯の参加申込世帯

②集合住宅：金沢区並木1丁目の集合住宅に在住の約200世帯

実験期間：平成23年12月12日から24年3月31日

合計収集量：約30トン

実施方法：戸建住宅地域では、専用のクーラーボックスに、分別された生ごみを入れて排出。集合住宅では、集積場所に設置された専用のコンテナに、分別された生ごみを入れて排出。収集後、磯子検認所で異物を除去し破砕したのち下水汚泥と合わせて環境創造局南部汚泥資源化センターでバイオガス化。得られたガスは発電等に利用している。なお、24年度も継続して実施中。

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践を働きかけていきます。

※ 平成23年度実績

事業者への働きかけ：5回 1,720名

イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年1回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、平成23年度からは台帳整理の為、中小事業所への電話による現況確認を開始しました。

大規模事業所立入調査実績

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事業所数	2,598	2,656	2,668	2,668	2,698
調査件数	1,036	709	634	822	865
※参考 中小事業所 調査等件数	-	918	862	1,105	3,154

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙やびん・缶等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行います。

また、問題の見受けられた収集運搬業者等へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

搬入物検査実績

年 度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
検査台数	165,879	156,864	164,095	176,847	185,475
指導台数	2,090	933	517	406	614
持ち帰り台数	57	30	32	27	47

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

平成 19 年 9 月に条例改正を行い、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務化し、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円）を科する制度を設けました。

平成 20 年 5 月 1 日からその制度の適用が開始されました。

オ 公共用コンポスト事業

小学校等に設置している生ごみ処理機で給食残さをたい肥にリサイクルすることにより、給食残さのリサイクルと環境教育への活用を図ります。

小学校給食残さのリサイクル実績

(単位：ト)

年 度		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
たい肥 化	実施校数	60	60	56	52	51
	リサイクル量	392	348	362	312	306

※たい肥化リサイクル量の実績は推計値

※今後、給食残さ飼料化事業に移行

公共用コンポスト（生ごみ処理機）設置施設

【小学校】31校 ※平成24年4月1日現在

区名	学校名	区名	学校名	区名	学校名
鶴見区	潮田小学校	旭区	今宿小学校	都筑区	勝田小学校
	獅子ヶ谷小学校		さちが丘小学校		中川西小学校
神奈川区	三ツ沢小学校		白根小学校	戸塚区	川上小学校
西区	浅間台小学校		不動丸小学校		東戸塚小学校
中区	本牧南小学校	港北区	高田東小学校	栄区	公田小学校
南区	井土ヶ谷小学校		師岡小学校		本郷小学校
港南区	港南台第三小学校	緑区	いぶき野小学校	泉区	緑園東小学校
保土ヶ谷区	藤塚小学校	青葉区	青葉台小学校	瀬谷区	瀬谷第二小学校
	坂本小学校		美しが丘小学校		瀬谷さくら小学校
	常盤台小学校		田奈小学校		南瀬谷小学校
旭区	左近山第一小学校				

【福祉施設】1施設

泉区	松風学園
----	------

カ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制と分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。

5 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、近代的な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

また、焼却工場から発生する蒸気は、発電に利用するとともに自家消費及び余熱利用施設への供給を行い、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

なお、平成23年度から一時休止した保土ヶ谷工場はバックアップ工場に位置付けるとともに、ごみの中継施設として活用を図っています。

工場別焼却量

(単位：トン)

年 度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
鶴 見 工 場	266,640	258,401	255,108	261,606	270,501
港 南 工 場	—	—	—	—	—
保土ヶ谷工場	138,367	136,382	122,758	—	—
旭 工 場	125,631	125,709	125,533	126,147	129,568
金 沢 工 場	289,187	266,235	267,380	289,435	283,710
都 筑 工 場	154,691	153,726	151,225	229,694	234,812
合 計	974,516	940,453	922,004	906,882	918,591

※港南工場は、平成18年11月に廃止。

※保土ヶ谷工場は、平成22年3月に休止。

(2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用を進める必要がありますが、厳しい財政事情の中で、金沢工場灰溶融施設も含めて、平成22年度から事業を一時休止しています。

そこで、平成24年度は、予測されるごみ量や最終処分場の容量との整合を図りつつ、コスト縮減や社会情勢の変化に適合させた最適な焼却灰資源化の事業手法の検討を行います。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度

(単位:ng-TEQ/m³N)

工場名	号炉	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
鶴見	1	0.030	0.0059	0.011	0.0073	0.0044
	2	0.020	0.0036	0.0015	0.0033	0.0013
	3	0.026	0.016	0.0083	0.0058	0.0029
保土ヶ谷	1	0.0025	0.014	—	—	—
	2	0.0046	0.013	0.023	—	—
	3	—	0.0063	0.019	—	—
旭	1	0.00011	0.00058	0.0055	0.000092	0.000065
	2	0.0000018	0.0025	0.0020	0.000040	0.0039
	3	0.000034	0.0037	0.0058	0.00000021	0.0000011
金沢	1	0.00012	0.00000051	0.000026	0.00000012	0.00011
	2	0.000044	0.00000018	0.000070	0.00000082	0.00020
	3	0.000034	0	0.000028	0.00000065	0.00093
都筑	1	0.018	0.022	0.028	0.0056	0.025
	2	0.086	0.042	0.046	0.051	0.061
	3	0.094	0.024	0.048	0.070	0.42

※22年度以降、保土ヶ谷工場は通年稼働なし

・排出基準 1ng-TEQ/m³N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³N)

(3) 埋立処分

横浜市の埋立処分は、臨海部海面の南本牧廃棄物最終処分場の1か所で行っています。

南本牧廃棄物最終処分場においては、焼却残さ等の一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分しています。処分場で発生する余水については排水処理施設を設置し、適正に浄化処理しています。

南本牧廃棄物最終処分場及び平成23年3月末で埋立を終了した神明台処分地では、定期的に大気、水質、土壌等の環境調査を実施するなど、処分場周辺の環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

なお、平成24年度は、南本牧廃棄物最終処分場で埋立てを引き続き進めるとともに、南本牧ふ頭第5ブロック内の新規処分場の平成29年度開設に向け、引き続き遮水護岸の地盤改良工事等を施工します。

今後も、周辺環境に配慮し、安全で安定した埋立処分を進めていきます。

一般廃棄物埋立量

(単位:トン)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
神明台処分地	112,889	102,665	113,003	121,196	—
南本牧処分場	17,534	12,500	12,592	16,846	138,823
計	130,423	115,165	125,595	138,042	138,823

(4) 焼却工場の余熱利用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効に活用するとともに、財源の確保を図っています。

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を、工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）に供給しています。

また、蒸気タービン発電機による発電を行っており、発電された電力を工場内の機器運転や照明に利用するほか、各工場の余熱利用施設、北部第二水再生センター、北部及び南部汚泥資源化センターに供給し、更に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

平成23年度に売却された電力量は、約7万1千世帯（磯子区相当）の電力を賄う量に相当します。電力の売却にあたっては、RPS法（※1）を活用し電気分と環境価値分（※2）を売却することにより、平成23年度の売電収入は約27億円となっています（売電収入は平成23年3月～平成24年2月分で売電電力量は242,543,247kWhです）。

なお、保土ヶ谷工場は平成22年度から一時休止しており、余熱利用施設に対し、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を供給することができなくなっていますが、既存の補助ボイラ等を使用し、引き続き蒸気供給を行っています。

平成23年度発電実績（平成23年4月～平成24年3月）（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所内消費量	売電電力量	余熱利用施設等
鶴見工場	105,758,080	34,442,635	67,736,060	3,579,385
旭工場	45,352,950	16,487,302	28,449,638	416,010
金沢工場	128,908,720	41,014,590	86,216,450	1,677,680
都筑工場	88,111,160	24,837,072	60,923,448	2,350,640
計	368,130,910	116,781,599	243,325,596	8,023,715

注) 鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

※1 RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）

新エネルギーによる発電の導入拡大を目的として、電気事業者に一定以上の利用を義務付けた法律で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行に伴い廃止されましたが、すでに認定された施設については経過措置が適用されています。電気事業者は義務量の履行として、環境価値分を購入してもよいとされています。（ごみ発電の内、生ごみや紙くずなどの生物に由来する廃棄物の焼却分は風力発電などと同様に新エネルギーとして認められています。）

※2 環境価値分

新エネルギーとして発電する際に電力とは別に発生する付加価値で、新エネルギーなど電気相当量と呼ばれており、電力の売却とは別に有価証券のように売買が可能です。

(5) 廃棄物資源化技術等の調査・研究

埋立量を削減し最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の減量化・資源化有効利用等に関する技術の調査・研究を行っています。

(6) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数(年度末現在)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収集運搬業	102	112	117	119	118
処分業	11	12	12	13	14

6 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーントウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーントウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。

また、各区では、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。

さらに、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺地区の6地区を喫煙禁止地区に指定しています。喫煙禁止地区では職員が巡回し、違反者には2,000円以下の過料を適用しています。

美化推進重点地区における活動状況（平成23年度）

重点地区数	全25か所 都心部：6か所（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区・新横浜地区） その他各区主要駅周辺：19か所
面積	都心部：443ha　その他各区主要駅周辺：485.6ha
美化推進員数	103人（うち、喫煙禁止地区内の啓発員：26人）
歩行喫煙者等への啓発指導	2,669件（喫煙禁止地区内の処分適用件数は下表のとおり）
歩道清掃（清掃日数）	52日～208日

喫煙禁止地区における活動状況（平成23年度）

喫煙禁止地区数	6か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 鶴見駅周辺地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 新横浜駅周辺地区
合計面積	約25ha
美化推進員数	26人
過料処分適用件数	2,094件

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、

警報装置の設置など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

不法投棄防止実績

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
夜間監視パトロールの実施	延 330 日	延 250 日	延 210 日	延 400 日	延 481 日
警報装置の設置	1 か所	4 か所	1 か所	1 か所	0 か所
防止立て看板の作成	2,450 枚 (プラスチック製)	245 本・脚有 220 枚・脚無	3,530 枚 (プラスチック製)	240 本・脚有 195 枚・脚無	2,315 枚 (プラスチック製)
※不法投棄処理	約 1,829 t	約 1,624 t	約 1,485 t	約 1,512 t	約 1,256t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	約 350 t	約 187 t	約 198 t	約 179 t	約 192 t

※ 処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発見・通報	543	285	262	188	154
委員会諮問	240	157	112	92	62
諮問不要	29	13	14	7	4
横浜市撤去	241	147	95	112	65
自主撤去	333	230	163	127	108

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。